

新旧比較表

現行 積算要領(R5.10)				改訂後 積算要領(R6.4)				備考																																																
<p>第2-2表 共通仮設費率の補正</p> <p>下表の適用条件に該当する場合、第2-1表の共通仮設費率に下表の補正係数を乗ずるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>適用条件 対象</th> <th>補正 係数</th> <th>適用 優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響 あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止 めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響 あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う 場合(常時通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地 及び離島</td> <td>人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、 及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区)をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km²以上でその全体が5000人以上となっている地域をいう。</p> <p>(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>				施工地域区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先	大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1	一般交通影響 あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止 めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響 あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う 場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4	山間僻地 及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、 及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5	<p>第2-2表 共通仮設費率の補正</p> <p>下表の適用条件に該当する場合、第2-1表の共通仮設費率に下表の補正係数を乗ずるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>適用条件 対象</th> <th>補正 係数</th> <th>適用 優先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響 あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止 めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響 あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う 場合(常時通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地 及び離島</td> <td>人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、 及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区) 及びこれに準ずる地区をいう。 なお、人口集中地区(DID地区)とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>				施工地域区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先	大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1	一般交通影響 あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止 めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響 あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う 場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4	山間僻地 及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、 及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5	<p>文言修正</p>
施工地域区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先																																																					
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1																																																					
一般交通影響 あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止 めの場合は対象外とする。	1.3	2																																																					
一般交通影響 あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う 場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3																																																					
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4																																																					
山間僻地 及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、 及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5																																																					
施工地域区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先																																																					
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1																																																					
一般交通影響 あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止 めの場合は対象外とする。	1.3	2																																																					
一般交通影響 あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う 場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3																																																					
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4																																																					
山間僻地 及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、 及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5																																																					

新旧比較表

現行 積算要領(R5.10)				改訂後 積算要領(R6.4)				備考																																																								
<p>第3-2表 現場管理費率の補正</p> <p>下表の適用条件に該当する場合、第3-1表の現場管理費率に下表の補正係数を乗ずるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場 合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地 及び離島</td> <td>人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区)をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km²以上でその全体が5000人以上となっている地域をいう。</p> <p>(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>				適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象			大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場 合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4	山間僻地 及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.0	5	<p>第3-2表 現場管理費率の補正</p> <p>下表の適用条件に該当する場合、第3-1表の現場管理費率に下表の補正係数を乗ずるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場 合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地 及び離島</td> <td>人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、人口集中地区(DID地区)とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p>				適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象			大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場 合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4	山間僻地 及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.0	5	<p>文言修正</p>
適用条件		補正係数	適用優先																																																													
施工地域区分	対象																																																															
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1																																																													
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場 合は対象外とする。	1.1	2																																																													
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3																																																													
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4																																																													
山間僻地 及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																													
適用条件		補正係数	適用優先																																																													
施工地域区分	対象																																																															
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1																																																													
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上 の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場 合は対象外とする。	1.1	2																																																													
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場 合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3																																																													
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4																																																													
山間僻地 及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																													

新旧比較表

現行 積算要領(R5.10)					改訂後 積算要領(R6.4)					備考																																																																																																
<p>【別表第二】 第1表 間接工事費等の項目別対象表 1-1. 工種区分：水道工事（1）、（2）、（4） 【凡例】○対象とする ×対象としない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象額 項目</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費</th> <th>純工事費＋現場管理費 ＝工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">局支給材料</td> <td>A</td> <td>一般材料 【B・C以外の材料】</td> <td>○ (1/2 対象)</td> <td>○ (1/2 対象)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>その他材料 【備考2】</td> <td>×</td> <td>○ (1/2 対象)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>メータ関係材料 【備考3】</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(業者調達材料) 水道資材</td> <td>D</td> <td>一般材料 【E・F以外の材料】</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>水道施設材料 (第2表参照)</td> <td>○ (1/2 対象)</td> <td>○ (1/2 対象)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>その他材料 【備考4】</td> <td>×</td> <td>○ (1/2 対象)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td colspan="3">「土木工事積算要領及び資料（間接工事費等の項目別対象表）」を参照</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1：本表は水道工事（1）、水道工事（2）、水道工事（4）に適用する。 備考2：材料保管を要しない材料及び局が材料保管用地を提供する場合の材料。 備考3：工種区分が「改修電気設備工事」及び「改修機械設備工事」の材料。 備考4：水管橋等の工場製作材料。 なお、国庫補助事業対象工事は、全て厚生労働省基準（水道事業実務必携）に準じる。</p>					間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額 項目		対象額	直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費	純工事費＋現場管理費 ＝工事原価	局支給材料	A	一般材料 【B・C以外の材料】	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	×	B	その他材料 【備考2】	×	○ (1/2 対象)	×	C	メータ関係材料 【備考3】	○	×	×	(業者調達材料) 水道資材	D	一般材料 【E・F以外の材料】	○	○	○	E	水道施設材料 (第2表参照)	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	○	F	その他材料 【備考4】	×	○ (1/2 対象)	○	その他		「土木工事積算要領及び資料（間接工事費等の項目別対象表）」を参照				<p>【別表第二】 第1表 間接工事費等の項目別対象表 1-1. 工種区分：水道工事（1）、（2）、（4） 【凡例】○対象とする ×対象としない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象額 項目</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費</th> <th>純工事費＋現場管理費 ＝工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">局支給材料</td> <td>A</td> <td>一般材料 【B・C以外の材料】</td> <td>○ (1/2 対象)</td> <td>○ (1/2 対象)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>その他材料 【備考2】</td> <td>×</td> <td>○ (1/2 対象)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>メータ関係材料 【備考3】</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(業者調達材料) 水道資材</td> <td>D</td> <td>一般材料 【E・F以外の材料】</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>水道施設材料 (第2表参照)</td> <td>○ (1/2 対象)</td> <td>○ (1/2 対象)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>その他材料 【備考4】</td> <td>×</td> <td>○ (1/2 対象)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td colspan="3">「水道事業実務必携（間接工事費等の項目別対象表）」を参照</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1：本表は水道工事（1）、水道工事（2）、水道工事（4）に適用する。 備考2：材料保管を要しない材料及び局が材料保管用地を提供する場合の材料。 備考3：工種区分が「改修電気設備工事」及び「改修機械設備工事」の材料。 備考4：水管橋等の工場製作材料。 なお、国庫補助事業対象工事は、全て厚生労働省基準（水道事業実務必携）に準じる。</p>					間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額 項目		対象額	直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費	純工事費＋現場管理費 ＝工事原価	局支給材料	A	一般材料 【B・C以外の材料】	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	×	B	その他材料 【備考2】	×	○ (1/2 対象)	×	C	メータ関係材料 【備考3】	○	×	×	(業者調達材料) 水道資材	D	一般材料 【E・F以外の材料】	○	○	○	E	水道施設材料 (第2表参照)	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	○	F	その他材料 【備考4】	×	○ (1/2 対象)	○	その他		「水道事業実務必携（間接工事費等の項目別対象表）」を参照				<p>文言変更</p>
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																						
対象額 項目		対象額	直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費	純工事費＋現場管理費 ＝工事原価																																																																																																						
局支給材料	A	一般材料 【B・C以外の材料】	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	×																																																																																																					
	B	その他材料 【備考2】	×	○ (1/2 対象)	×																																																																																																					
	C	メータ関係材料 【備考3】	○	×	×																																																																																																					
(業者調達材料) 水道資材	D	一般材料 【E・F以外の材料】	○	○	○																																																																																																					
	E	水道施設材料 (第2表参照)	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	○																																																																																																					
	F	その他材料 【備考4】	×	○ (1/2 対象)	○																																																																																																					
その他		「土木工事積算要領及び資料（間接工事費等の項目別対象表）」を参照																																																																																																								
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																						
対象額 項目		対象額	直接工事費＋共通仮設費 ＝純工事費	純工事費＋現場管理費 ＝工事原価																																																																																																						
局支給材料	A	一般材料 【B・C以外の材料】	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	×																																																																																																					
	B	その他材料 【備考2】	×	○ (1/2 対象)	×																																																																																																					
	C	メータ関係材料 【備考3】	○	×	×																																																																																																					
(業者調達材料) 水道資材	D	一般材料 【E・F以外の材料】	○	○	○																																																																																																					
	E	水道施設材料 (第2表参照)	○ (1/2 対象)	○ (1/2 対象)	○																																																																																																					
	F	その他材料 【備考4】	×	○ (1/2 対象)	○																																																																																																					
その他		「水道事業実務必携（間接工事費等の項目別対象表）」を参照																																																																																																								